

建設業における有機溶剤業務の知識(作業用テキスト) No.221600

新旧対照表 第3版2刷(令和2年9月8日)

第3版(2019年1月16日)			第3版2刷(令和2年9月8日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
3	14行目	間では空気との <u>高い濃度の</u> ～(省略)	3	14行目	間では空気と <u>混ざりあって</u> 高い濃度の～(省略)
3	15行目	この混合気体は引火性があり、 <u>麻酔性</u> があります。	3	15行目	この混合気体は引火性があり、 <u>麻酔作用</u> があります。
3	18行目	有機溶剤の成分は、 <u>容器等に添付のラベル</u> によって知ることができます。また、それらの性質、有害性情報等は、 <u>化学物質等安全データシート(MSDS)</u> をメーカーから入手することによって知ることができます。また、有機則で指定された44種類の有機溶剤をはじめ、多くの有機溶剤は、 ^{※2} 「 <u>安衛法</u> 」によりMSDSを交付しなければならないとされています。(下線削除)	3	18行目	有機溶剤の成分や性質は、 <u>容器に貼付されているラベル</u> によって知ることができます。また、それらの性質、有害性情報等は、 <u>安全データシート(SDS)</u> をメーカーから入手することによって知ることができます。また、有機則で指定された44種類の有機溶剤をはじめ、多くの有機溶剤は、 ^{※2} 「 <u>安衛法</u> 」によりSDSを交付しなければならないとされています。(下線追加)
3	下から9行目	(省略)～ <u>長期にわたって</u> あらわれる(下線削除)	3	下から9行目	(省略)～ <u>長期にわたる</u> ばく露の影響としてあらわれる～(省略)(下線追加)
3	下から6行目	有機溶剤の種類によって作用は違いますが、代表的なものは、～(省略)	3	下から5行目	有機溶剤の種類によって作用は違いますが、 <u>急性影響</u> の代表的なものは～(省略)(下線追加)
3	下から4行目	初期の中毒では、 <u>シンナー遊び</u> で見られるような～(省略)～ <u>中毒が進むとめまい</u> 、～(省略)	3	下から3行目	初期の中毒症状では、 <u>シンナー遊び</u> で見られるような～(省略)～ <u>中毒が進むとめまい</u> 、～(省略)(下線追加)
3	最下段	これらの症状は、 <u>一時的な</u> もので、有機溶剤作業をやめれば、～(省略)(下線削除)	5	1行目	これらの症状は一時的なもので、 <u>有機溶剤取り扱い</u> 作業をやめれば、～(省略)(下線追加)
5	3行目	さらに、高い場所や閉鎖された場所では、 <u>中毒によって</u> 、ふらつき～(省略)(下線削除)	5	5行目	さらに、高い場所や閉鎖された場所では、 <u>中毒症状のひとつである</u> 、ふらつき～(省略)(下線追加)
5	8行目	たとえ低い濃度でも、～(省略)	5	10行目	たとえ低い濃度で <u>あっても</u> 、～(省略)(下線追加)
5	13行目	ひどいときは、慢性の脳の障害による、記憶の喪失、精神運動機能の失調、言語障害などの症状が起こります。 このような症状は、 <u>有機溶剤が作業の環境からなくなっても</u> 、すぐに回復することはないとされています。(下線削除)	5	15行目	ひどいときは、慢性の脳の障害による、記憶の喪失、精神運動機能の失調、言語障害のような症状が起こります。 このような <u>慢性</u> 症状は、 <u>有機溶剤の作業の環境から離れても</u> 、すぐに回復することはないとされています。(下線追加)
5	20行目	刺激性のある有機溶剤が皮膚に触れたとき、 <u>紅い斑点、水泡、剥離</u> などが生じます。 <u>また</u> 、有機溶剤が～(省略)(下線削除)	5	22行目	刺激性のある有機溶剤が皮膚に触れたとき、 <u>紅い斑点、水泡、剥離</u> などが生じます。有機溶剤が～(省略)(下線追加)
5	下から7行目	接触、口や鼻から人体に入り込むことをいいます。(右記追加)	5	下から5行目	接触、口や鼻や <u>皮膚</u> から人体に入り込むことをいいます。(下線追加)

第3版（2019年1月16日）			第3版2刷（令和2年9月8日）		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
5	下から 5行目	有機溶剤作業に従事している作業者は、有機溶剤による健康への影響を知るために健康診断を受けることが、法律で義務づけられています。 一般健康診断及び有機溶剤に係わる健康診断を確実に受診するほかに、有機溶剤を高い濃度で吸い込んだり、大量に皮膚に触れた場合、～（省略）（下線削除）	5	下から 3行目	有機溶剤取り扱い作業に従事している作業者は、有機溶剤による健康への影響を知るための特別な健康診断を受けなければならないことが、法律で義務づけられています。 7 1行目 一般健康診断に加えて有機溶剤に係わる特殊健康診断を確実に受診するほかに、高濃度の有機溶剤を吸い込んだり、大量に皮膚に触れたりした場合、～（省略）（下線追加）
7	17行目 ～最下 段	3) 救急蘇生 ^{そせい} (以下右記に修正)	7	20行目	3) 救急蘇生 ^{そせい} <u>有機溶剤の蒸気を吸入して中毒の症状が現れた時は、まず、被災者を通風のよい安全な場所に移動させ、救命措置を開始します。救急隊の派遣と AED の手配を依頼し、まずは、意識があるかないかをみます。呼びかけに反応があれば意識があると判断し、意識のあることを継続的に確認しながら、回復体位を保って見守ります。橈骨動脈（あるいは頸動脈）で脈拍の確認が出来れば十分ですが、経験がないと脈の確認は困難かも知れません。AED が届いたら電極の装着をして自動判定してもらうのが一法です。意識がある場合あるいは意識がなくなった場合は心臓マッサージと人工呼吸が必要となります。脈拍と自発呼吸の有無の確認ですが、自発呼吸については次ページのイラストにある「頸部後屈、あご先挙上」として、胸の動きを目で見て、口鼻部からの吐息を自分の頬部で感じて確認することが出来ます。脈拍がないか、あるいは脈拍があるかないか分からないときは、躊躇せずに心臓マッサージ開始です。（脈拍の確認は知り合いに協力してもらって日頃から練習しておきましょう。）</u> <u>心臓マッサージは胸の中心部の板状の骨（「胸骨」と言います）の下端部の少し上に左右の手の手根部を重ねて当てて、両肘を伸ばしたまま、垂直に上下運動させて行います。胸側の胸骨と背中側の背骨とで心臓を挟んでマッサージすることを意識して下さい。ペースは1分間 100 回くらいです。</u> <u>意識不明を確認したら、取り敢えず 30 回の心</u>

第3版（2019年1月16日）			第3版2刷（令和2年9月8日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
					<p><u>臓マッサージをして、続いて2回の人工呼吸、次はまた心臓マッサージを30回、2回の人工呼吸と、続けます。</u></p> <p><u>AEDが届いたら、すぐに装着し、心電図の自動判定を試みましょう。</u></p> <p><u>蘇生措置は、一刻も早く始めることが肝腎です。呼吸あるいは心臓が停止した時、蘇生措置開始が遅くなれば遅くなるほど救命率が低下します。心臓停止から3分を過ぎると救命率は50%以下と言われています。</u></p> <p><u>ですから、傷病者を発見し、意識障害の疑いのある場合には、職長等の責任者に連絡するとともに、直ちに、協力者を求め119番通報し、AEDが設置されていれば準備にとりかかります。救助者は、AEDの準備ができるまで心肺蘇生を中断しないようにすることが大切です。</u></p> <p><u>また、AEDが現場のどこに設置されているかを、常日頃、全員に周知徹底し、万一の時に慌てることのないようにすることが必要です。</u></p> <p><u>このため、応急措置については、救急法の心得のある人や産業医の指導を受けて、日頃から訓練を受けておくことが必要です。</u></p>
9	3行目	きれいな流水で最低15分間目を洗淨します。 (下線右記に修正)	9	下から 11行目	清浄な流水で少なくとも10分間以上目を洗淨します。
61	下から 5行目	イ 有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌かくはん、(下線削除)～(省略)	61	下から 6行目	イ 有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、～(省略)